

「第414回 事例研究会」

テーマ：重過失

日 時	令和6年5月8日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽介

【定義】

- ・ 最判昭和32年7月9日民集11巻7号1203頁
重過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当する。」
- ・ 東京高判平成25年7月24日判タ1394号93頁
「これは、結果の予見が可能であり、かつ、容易であるのに予見しないである行為をし、又はしなかったことが重過失であると理解するものである。これに対して、重過失に当たる「著しい注意欠如の状態」とは著しい注意義務違反、すなわち注意義務違反の程度が顕著である場合と解することも可能である。これは、行為者の負う注意義務の程度と実際に払われた注意との差を問題にするものである。前者のような理解は重過失を故意に近いものと、後者のような理解は重過失を故意と軽過失の間にあるものと位置づけているようにも解される。
ところで、今日において過失は主観的要件である故意とは異なり、主観的な心理状態ではなく、客観的な注意義務違反と捉えることが裁判実務上一般的になっている。そして、注意義務違反は、結果の予見可能性及び回避可能性が前提になるところ、著しい注意義務違反（重過失）というためには、結果の予見が可能であり、かつ、容易であること、結果の回避が可能であり、かつ、容易であることが要件となるものと解される。このように重過失を著しい注意義務違反と解する立場は、結果の予見が可能であり、かつ、容易であることを要件とする限りにおいて、判例における重過失の理解とも整合するものと考えられる。そうすると、重過失については、以上のような要件を前提にした著しい注意義務違反と解するのが相当である。」

【参考裁判例】

- ① 東京地裁平成9年9月26日判決・高民集53巻2号150頁

【事案】マレーシアから台湾まで木材の海上運送を委託したところ、航海中に荒天に遭遇し、木材が海中に没するなどした。荷受人に保険金を支払った保険会社が代位して、木材の減価損害や回収費用等の賠償を請求し、海上運送人には重大な過失（平成4年改正前の国際

海上物品運送法第20条第2項において準用する商法第581条)があるから、損害賠償額の定額化に関する同法第580条の規律は準用されないと主張した。

【判旨】第一審、控訴審ともに重過失を認定せず。

商法第581条の重過失とは、悪意にほとんど近似する注意欠如の状態と解されるところ、航海を継続せずに浅瀬に任意乗揚げを行うかどうかの判断は困難であること、船体の外板に亀裂があることを発見し得る状態にはなかったこと、船級協会の臨時検査を受けるかどうかは船長の判断によることなどからすると、海上運送人に上記の重過失があったとは認められない。

② 東京地裁平成2年3月28日判決・判例タイムズ733号221頁

【事案】軽貨物自動車による絵画の運送を委託したところ、運送品の一部が軽貨物自動車の荷物室からはみ出し、荷物室の後部扉を完全に閉めることのできない状態で運送がされたため、一番上に積まれていた当該絵画が運送中に荷物室から落下し、紛失した。荷送人が損害賠償を請求したのに対し、運送人は、当該絵画は高価品であり、その旨の明告がなかったとして免責を主張し、これに対し、荷送人は、絵画の紛失は運送人の重過失によるものであるから、運送人は責任を免れないと主張した。

【判旨】重過失を認定した。

運送業を営む者としては、運送品を自動車に積み込んだときは、積込口の扉を施錠するか、少なくとも扉を完全に閉め、走行中に開扉することのないように確認すべき注意義務があるというべきであり、わずかな注意をしさえすれば、この注意義務を容易に尽くすことができたのであるから、運送人には重過失があったというべきである。

③ 東京地裁昭和57年5月12日判決・判例タイムズ476号188頁

【事案】多数枚の有価証券の入った布袋について、価額を7730万円と明告した上で、貴重品扱いの鉄道小荷物として名古屋駅から汐留駅までの運送を委託したところ、夕刻、国鉄職員が名古屋駅のホームで積卸し作業をしている間に窃取された。荷送人に保険金を支払った保険会社が代位して損害賠償を請求したのに対し、国鉄は、要償額の表示を否認し、鉄道運輸規程第73条に規定する責任の限度額を主張し、これに対し、保険会社は、運送人には重大な過失があるから、一切の損害を賠償する義務を負うと主張した。

【判旨】第一審、控訴審ともに重過失を認定した。

運送人は、運送の過程で運送品が窃取されることのないように万全の措置を執る義務を負うところ、特に、一般乗客が自由に立ち入ることができるホームで貴重品扱いの小荷物の積卸し作業を行う際には、窃取事故が生じないように十分な監視警戒をする義務を負う。そして、過去に同種の事故が数件起きており、内規が改正されたばかりであったこと、上記布袋を積んだ手押し車は、窃取を防ぐための何らの設備もないものであったこと、手押し車を全く監視せずに、地下通路への階段のすぐそばに手押し車を停めたままにしていたことからすれば、このような基本的な注意を怠った国鉄職員や、このような注意の欠如を生じさせるような業務体制を執っていた国鉄には、重大な過失があったといわざるを得ない。

以上